議案第25号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例(平成 17 年松阪市条例第 142 号)の一部を次のように 改正する。

令和5年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例(平成 17 年松阪市条例第 142 号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税につ いては、なお従前の例による。